

## 住民投票制度行政素案（改訂版）住民説明会（概要）

- 1 開催日時 平成27年2月5日（木）午後6時30分～午後7時10分
- 2 開催場所 のぞみコミュニティセンター1階 美術工芸室
- 3 参加者数 20人  
説明者 総合政策部長（佐々木）、政策推進室長（木村）、市民自治推進課長（加賀谷）、  
市民自治推進課長補佐（中村）、市民自治推進課主査（吉田）
- 4 報道機関 なし
- 5 住民説明会資料 別添のとおり
- 6 質疑要旨

●参加者 議会からの請求は、「議会定数の12分の1以上の者の賛成」、「出席議員の過半数による議決」の2つともクリアしなければ駄目なのか、片一方でもいいのか。

○中村市民自治推進課長補佐 両方ともクリアしないとならない。議会の議決によるため、提案自体が議員定数の12分の1以上の賛成が必要で、かつ、出席議員の過半数による議決により、議会からの請求が成立する。市議会の議決のルールというか、地方自治法の規定の議会での議決と要件としては全く同じになる。

●参加者 「住民投票の期日」で「30日以後90日以内」となっているが、この日数は誰が決めるのか。

○中村市民自治推進課長補佐 住民投票の事務を選挙管理委員会に委ねる形にしたいと考えているため、30日以後90日以内の中で、選挙管理委員会で具体的な日にちが決まっていくものと考えている。

●参加者 住民投票の事柄としては非常に重要な案件ということであるが、この中には「議会の解散」や「長の解職」も含めていいのか。

○中村市民自治推進課長補佐 住民投票に付することができることができる「市政の重要な課題」であるが、法律の規定により「市長の解職請求」や「議会の解散の請求」は、直接請求により行うことができる。署名を集めれば住民投票できる制度がある。そういうものは、今回、作ろうとしている条例では、住民投票の対象としないという考え方である。

例えば住民投票を行うということになれば、もう既にある法律の方の手續、具体的には3分の1以上の署名を集め、今ある制度の中で行うという整理となる。

●参加者 市町村合併も含まれるのか。

○中村市民自治推進課長補佐 市町村合併については、合併特例法でできる住民投票もある。ただ、「合併協議会を作ろうとしたが、実際にはできなかったので、住民投票でそれを作りたい。」という話になれば、合併特例法で住民投票はできる。それ以外の「A町とB町とが合併するのに、どうしようか。」といった案件は、合併特例法では住民投票ができない。そのため、「法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項」には含まれず、この条例で、そういうことを問うことはできる。例えば「苫小牧市と〇〇町との合併の是非を問う住民投票」は、この条例でも可能である。